

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
（当たの翌日が休日には、日曜に當る）

鳥取県告示第五百五十号

昭和四十八年十二月一日付で大鷗土地改良区から申請のあった土地改良（蔵内地区農業用用排水）事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年六月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

目 次

◆告示 土地改良区の定款の変更の認可

土地改良事業計画の適否の決定（二件）

土地収用法による土地の立入り

開発行為に関する工事の完了

河川区域の廃止

廃川敷地の発生

◆公イ告 昭和四十九年度砂利採取業務主任者試験の実施

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年六月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市上古川二一五番地三

大鷗土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大山土地改良区の定款の変更を昭和四十九年六月十五日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年六月二十一日

鳥取県告示第五百五十号

昭和四十九年四月三十日付けで米子市尚徳三ヶ堰土地改良区から申請のあった土地改良（三ヶ堰地区ほ場整備）事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十九年六月二十一日から三十日間
- 三 縦覧に供する場所
米子市榎原一三三五ノ一番地
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第五百五十二号
- 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十二条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。
- 昭和四十九年六月二十一日
- 鳥取県知事 平 林 鴻 三
- 建設大臣
- 一 起業者の名称
鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百五十四号

- 天神川水系に係る指定区間の一級河川小鴨川について、河川法施行法（
- 二 事業の種類
一般国道五十三号改築事業
- 三 立ち入ろうとする土地の区域
用瀬町大字川中及び河原町大字高福地内
- 四 立ち入ろうとする期間
昭和四十九年六月二十一日から昭和四十九年六月二十九日まで
- 鳥取県告示第五百五十三号
- 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。
- 昭和四十九年六月二十一日
- 鳥取県知事 平 林 鴻 三
- 一 開発許可の年月日及び番号
昭和四八年七月二十五日 鳥取県指令受都計第五百八十九号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
米子市旗ヶ崎字呉服屋流し西灘及び字呉服屋流し先
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
広島市光南六丁目二番十五号
- 中國西濃運輸株式会社
代表取締役 田口福太郎

昭和三十九年法律第百六十八号) 第三条の規定により河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十九年六月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 二

(図面省略)

鳥取県告示第五百五十五号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令(昭和四十一年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十九年六月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 一

1 試験科目及び時間

試験科目	試験の時間
ア 砂利の採取に関する法令 イ 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)	午前10時から12時まで

2 試験の期日及び場所

- (1) 試験の期日 昭和49年7月31日(水)

(2) 試験の場所 中部総合事務所大会議室(倉吉市巖城2791)

3 受験手続

次の書類を住所地を管轄する土木出張所に提出すること。

(1) 受験願書

受験願書及び履歴書は、土木出張所に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

(2) 履歴書

- 一 河川の名称
天神川水系に係る一級河川小鷗川
- 二 廃川敷地が生じた年月日
昭和四十九年六月二十一日
- 三 廃川敷地の位置
東伯郡閑金町大字今西字マーロ田三九一の一番地先から同上同大字古尻三五七の一番地先まで
- 四 廃川敷地の種類及び数量

公 告

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項の規定により、昭和49年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

昭和49年6月21日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地 三・四山川・1〇番地マームニ

(第三種郵便物認可) 昭和49年6月21日 金曜日 報公県取鳥

(3) 写真

手札型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを願書に添付すること。

4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 1,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けること。

5 受験願書の提出期間

昭和49年7月6日から昭和49年7月15日まで

6 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。